

部長職を運転専従  
不当労働行為認定

摂津の運送会社

府労働委員会は17日、運送会社「エルライン」（摂津市）が部長職の男性をトラック運転手の業務に専従させたことについて、不当労働行為に当たると認定した。同社に対して男性を部長の業務に戻すことを命令した。命令書によると、男性は運行管理者として2007年に採用され

たが、15年11月以降は運転手の業務だけにつくよう指示された。府労委は「運転手業務は部長がつく業務ではないと社内で認識されており、精神的打撃を与える扱いだ」と指摘。慣行と著しく違うことを男性のみに強いており「合理的理由がない」と認定した。

同社の代理人弁護士は「命令書の内容を検討しているところだ」と話している。

【山口知】